

第80期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所 新潟東映ホテル 1階 白鳥の間
（新潟市中央区弁天二丁目1番6号）

決議事項

〈会社提案〉	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役1名選任の件
第4号議案	監査役2名選任の件
〈株主提案〉	
第5号議案	譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
第6号議案	自己株式取得の件

ご来場の自粛のお願い

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらずご来場をお控えいただき、事前に書面またはインターネット等による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

第80期定時株主総会招集ご通知	2
-----------------------	---

《株主総会参考書類》

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役1名選任の件	10
第4号議案 監査役2名選任の件	11
〈株主提案（第5号議案及び第6号議案）〉	
第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件	13
第6号議案 自己株式取得の件	15

《添付書類》

事業報告

1. 会社の現況に関する事項	16
2. 会社の株式に関する事項	21
3. 会社役員に関する事項	22
4. 会計監査人の状況	26
5. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	27

計算書類

貸借対照表	31
損益計算書	32
株主資本等変動計算書	33
個別注記表	34

監査報告書

会計監査人の監査報告	42
監査役会の監査報告	45

証券コード 1799
2022年6月2日

株 主 各 位

新潟市中央区八千代一丁目4番34号
第一建設工業株式会社
取締役社長 内田 海基夫

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから5ページまでの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 新潟市中央区弁天二丁目1番6号
新潟東映ホテル 1階 白鳥の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
〈株主提案（第5号議案及び第6号議案）〉
第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
第6号議案 自己株式取得の件

以 上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiichi-kensetsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

**2022年6月24日（金曜日）
午前10時**

（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分到着分まで**



インターネット等で議決権を行使される場合

5ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで**

※書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案及び株主提案の決議を行います。

第5号議案及び第6号議案は、株主様からのご提案です。

当社取締役会としては、これらの議案いずれにも反対しております。詳細は13ページから15ページをご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合				〈株主提案〉に賛成する場合	
会 社 提 案					
第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案	第4号 議案	(下の候補者を除く)	
賛	賛	賛	賛		
否	否	否	否		
				株 主 提 案	
				第5号 議案	第6号 議案
				賛	賛
				否	否
				株 主 提 案	
				第5号 議案	第6号 議案
				賛	賛
				否	否

インターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

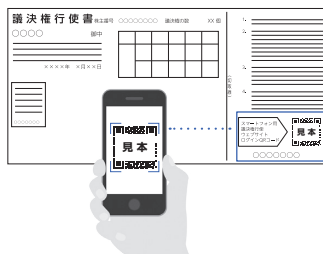
※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

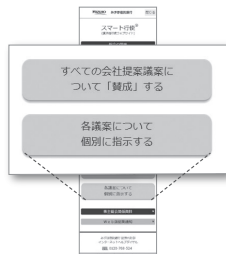
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

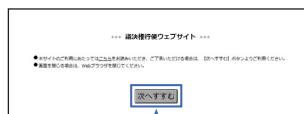
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

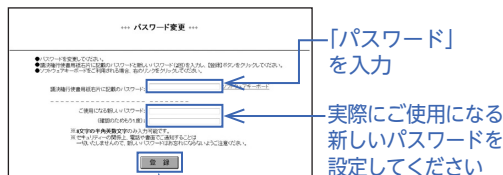
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第80期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定した配当の継続を基本とし、当期の業績並びに今後の事業展開に備えた経営基盤の強化を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金45円（うち、普通配当40円、創立80周年記念配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、914,009,130円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>〈新設〉 〈新設〉</p>	<p>(附則) <u>第1条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ほりやま いさお 堀山 功 (1963年8月15日生)	1988年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 2003年4月 同社安全対策部課長 (安全推進グループリーダー) 2005年6月 同社大宮支社設備部企画課長 2009年6月 同社新潟支社設備部長 2014年3月 同社総合企画本部国際業務部部长 2016年6月 同社総合企画本部経営企画部環境経営推進室長 2019年6月 同社鉄道事業本部設備部 (株式会社日本線路技術出向) 株式会社日本線路技術 代表取締役社長(現職)	一株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>堀山 功氏は、東日本旅客鉄道株式会社で新潟支社設備部長をはじめ、国際業務部部长や環境経営推進室長など多様な職務を歴任してまいりました。また、株式会社日本線路技術では代表取締役社長として経営を担ってきました。</p> <p>その豊富な知識と経験を当社の経営に活かすことで取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 堀山 功氏は、新任の取締役候補者であり、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役等が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。堀山 功氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

社外監査役 小宮山 勤氏は、本総会終結の時をもって辞任され、社外監査役 渡邊 智紀氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 大和 武彦氏は、小宮山 勤氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、小宮山 勤氏の任期が満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	わたなべ ともりの 渡邊 智紀 (1968年5月5日生)	2003年4月 東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部設備部（保線）主席 2005年6月 同社盛岡支社北上保線技術センター所長 2013年6月 同社大宮支社設備部保線課長 2015年4月 同社水戸支社設備部企画課長 2017年4月 同社東京支社設備部保線課長 2019年6月 同社横浜支社設備部長 2021年2月 同社鉄道事業本部設備部（保線）次長（現職） 2021年6月 当社監査役（現職）	一株
<p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>渡邊 智紀氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、これまで東日本旅客鉄道株式会社で培ってこられた鉄道事業での専門的経験から、その豊富な知識と経験を当社の監査に活かすことで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、東日本旅客鉄道株式会社は、当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	やまと たけひこ ※大和 武彦 (1956年6月29日生)	2012年3月 新潟県警察本部新潟中央警察署長 2015年3月 同本部生活安全部生活安全部長 2016年3月 同本部刑事部刑事部長 2017年4月 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部調査役 2022年3月 同社退社	一株
■社外監査役候補者とした理由 大和 武彦氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、主にコンプライアンスの面において公正かつ客観的な立場から、これまで培ってこられた専門的知識と豊富な経験を当社の監査に反映することで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 渡邊 智紀、大和 武彦の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 渡邊 智紀氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、渡邊 智紀氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結しております。同氏の選任についてご承認いただいた場合は、同氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 大和 武彦氏の選任についてご承認いただいた場合は、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

※提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載しております。

第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額250百万円以内、付与株式数の上限166,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入されておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

■反対の理由

当社取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の社内取締役の報酬体系は、基本報酬と業績連動報酬で構成することとしております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、経験年数、担当職務等による基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとしております。業績連動報酬は、当社の業績に基づくインセンティブの賞与として年1回一定の時期に支給し、中期経営計画の達成に向けた貢献度等を指標として、各事業年度の取締役の実績及び貢献度を加味して、総合的に評価し算定することとしております。

当社の社外取締役の報酬体系は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬としての月例の固定報酬のみによって構成しております。

また、当社は、2022年3月24日開催の取締役会決議に基づき、取締役の報酬等の決定に関する手続きの客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。当社取締役会は、取締役の報酬制度を含む取締役の報酬等について、指名・報酬委員会に諮り、指名・報酬委員会の答申を踏まえてこれを決定することとしております。

このように当社の社内取締役の報酬制度は当社の業績を反映するものとなっております。株価に連動した報酬を導入するとの考え方を当社として否定することはいたしません。上記株主総会において決議いただいた報酬限度額と支給実績額との差額の範囲内で当社の業績を反映させることは可能であり、これに加えて年額250百万円の株式報酬枠を設定することは、当社の実績に鑑みて明らかに過大であると考えております。

また、本株主提案では、当社の社外取締役及び監査役も含めて譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、社外取締役及び監査役の重要な役割の一つとして、経営陣による過剰なリスクを伴う業務判断等を回避させる事等もあり、社外取締役及び監査役の報酬が社内取締役と同内容の業績連動型である場合、社外取締役及び監査役の独立性に影響を及ぼす懸念が生じることから適切ではないと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第6号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,000,000株、取得価額の総額金3,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

■反対の理由

当社は、自己株式の取得は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とし、当社の資本効率の向上及び株主還元の充実を図るために有効であると認識しており、これまで適宜自己株式の取得を実施してまいりました。直近では2021年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月13日に東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により取得総数101,000株、取得総額199,879,000円の自己株式の取得を行いました。

2021年5月12日発表の「中期経営計画D-Vision2025（2021年度～2025年度）」において、継続的な安定配当及び機動的な自己株式の取得等を実施することにより、総還元性向30%以上を2025年度数値目標として定めました。

2021年度の単年度でも、普通配当40円に記念配当5円を加算した計45円としたほか、200百万円の自己株式を取得することにより、総還元性向30%以上となる見込みです。

当社株式の流動性に鑑みると、1年以内で3,000百万円の自己株式を取得することは現実的ではなく、上記中期経営計画における総還元性向及び実際の当社業績に基づき、当社株式の取引の状況及び株価を踏まえながら適宜自己株式の取得を実施することが適切であると考えています。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞から徐々に持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株による再拡大に加え、緊迫する世界情勢に伴う原材料価格の高騰や金融資本市場の変動等もあり、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。建設業界におきましては、公共建設投資は政府の経済政策等により底堅く推移した一方で、民間建設投資は、企業収益の改善もあり持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株による影響や原材料価格の高騰等もあり、依然として厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況の中で当社は、安全を最優先し、最良の総合品質の提供によりお客様満足の向上を目指すとともに、目標達成に向け、技術力の向上や厳密な原価管理等に取り組んでまいりました。

その結果、受注高につきましては、479億7千7百万円（前期比2.6%減）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が339億5千6百万円（前期比14.6%減）、建築工事が132億2千7百万円（前期比51.8%増）、不動産事業が7億9千4百万円（前期比3.1%増）であります。建設事業受注高の部門別内訳は、土木工事72.0%、建築工事28.0%であり、発注者別内訳は、鉄道工事81.1%、一般民間工事12.7%、官公庁工事6.2%であります。

売上高につきましては、427億4千8百万円（前期比22.2%減）となりました。その内訳につきましては、建設事業の土木工事が330億2千万円（前期比8.9%減）、建築工事が89億3千4百万円（前期比50.2%減）、不動産事業が7億9千4百万円（前期比3.1%増）であります。建設事業売上高の部門別内訳は、土木工事78.7%、建築工事21.3%であり、発注者別内訳は、鉄道工事82.2%、一般民間工事10.2%、官公庁工事7.6%であります。

次期繰越高につきましては、210億3千6百万円（前期比33.1%増）で、その内訳は、土木工事が130億1千4百万円（前期比7.8%増）、建築工事が80億2千1百万円（前期比115.1%増）であります。

利益につきましては、営業利益が27億9千4百万円（前期比45.5%減）、経常利益が33億2千8百万円（前期比38.7%減）、当期純利益が25億9千6百万円（前期比30.3%減）となりました。

当期の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 業	土 木 工 事	12,077	33,956	33,020	13,014
	建 築 工 事	3,728	13,227	8,934	8,021
	計	15,806	47,183	41,954	21,036
不 動 産 事 業		－	794	794	－
合 計		15,806	47,977	42,748	21,036

(2) 設備投資等の状況

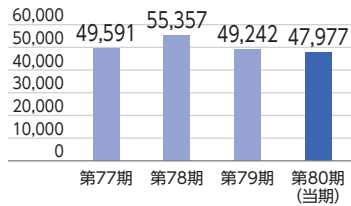
当期中に実施した設備投資の総額は15億5千5百万円であり、このうち主なものは、大型保線用機械及び賃貸用マンションの建設に伴う投資によるものであります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

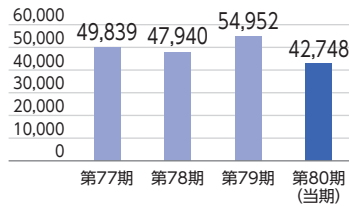
(単位：百万円)

区 分	第77期 (2018年度)	第78期 (2019年度)	第79期 (2020年度)	第80期(当期) (2021年度)
受 注 高	49,591	55,357	49,242	47,977
売 上 高	49,839	47,940	54,952	42,748
当 期 純 利 益	3,630	2,598	3,723	2,596
1株当たり当期純利益(円)	176.72	126.85	182.36	127.76
総 資 産	69,085	69,814	76,208	73,097
純 資 産	59,784	60,943	64,176	65,403

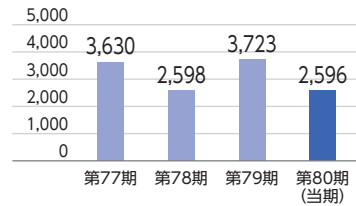
●受注高 (単位：百万円)



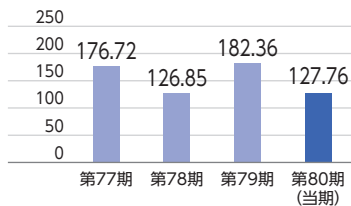
●売上高 (単位：百万円)



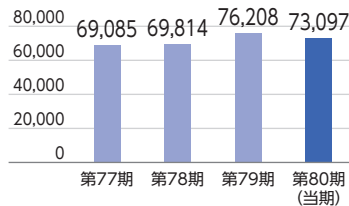
●当期純利益 (単位：百万円)



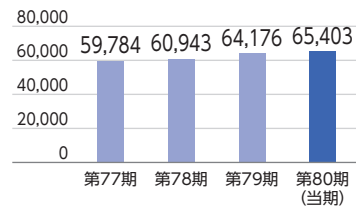
●1株当たり当期純利益 (単位：円)



●総資産 (単位：百万円)



●純資産 (単位：百万円)



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が政府の各種政策等により徐々に持ち直しの動きに向かうものと期待されるものの、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことに加え、世界経済情勢や金融資本市場の不透明感もあり、依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

建設業界におきましては、民間建設投資は持ち直しているものの、新型コロナウイルス感染症の変異株による影響や建設資材の価格高騰及び供給不足に加え、慢性的な技能労働者不足等もあることから、依然として厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような事業環境の中、当社は、経営スローガンとして「変革と現状打破～ルール目的・本質を理解し、コミュニケーションとチームワークで目指す、究極の安全と品質～」を掲げ、当社の持続的成長及び企業価値向上に向けて、全社一丸となって取り組んでまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

親会社はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者「（特-29、特-30）第1948号」として国土交通大臣の許可を受け、土木・建築・軌道並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「（10）第3248号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関する事業を行っております。

(7) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

本 社	新潟市中央区八千代一丁目4番34号
支 店	新潟支店（新潟市中央区）、東京支店（東京都台東区）、 長野支店（長野市）、秋田支店（秋田市）、仙台支店（仙台市宮城野区）

(8) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
863名	+7名	40.6才	13.2年

(注) 従業員数には、執行役員12名を含んでおりますが、受入出向者161名は含まれておりません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 51,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 20,858,491株 |
| (3) 株主数 | 1,688名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東日本旅客鉄道株式会社	1,580	7.78
ピービー・エイチ フォー フィデリティ ロー プライスト ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブ ホートフォリオ)	1,516	7.46
旭調査設計株式会社	1,434	7.06
第一建設工業社員持株会	1,277	6.28
株式会社第四北越銀行	1,000	4.92
株式会社北陸銀行	982	4.83
株式会社秋田銀行	615	3.03
東鉄工業株式会社	511	2.51
第一建設工業互助会	463	2.28
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	456	2.24

- (注) 1. 当社は、自己株式を547,177株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 田 海基夫	執行役員社長
取 締 役	佐 藤 勇 樹	常務執行役員 新潟支店長
取 締 役	内 山 和 之	常務執行役員 鉄道営業推進本部長
取 締 役	松 本 光 昭	常務執行役員 土木本部長
取 締 役	烏 一 男	常務執行役員 安全本部長
取 締 役	本 田 孝	常務執行役員 総合企画本部長 兼社員・業務サポート本部長
取 締 役	吉 田 至 夫	株式会社新潟クボタ 代表取締役社長 一正蒲鉾株式会社 社外取締役
取 締 役	千 葉 信 宏	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社設備部長
常 勤 監 査 役	加 賀 正 良	
監 査 役	田 宮 武 文	弁護士
監 査 役	小宮山 勤	
監 査 役	渡 邊 智 紀	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部設備部（保線）次長

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって、取締役の高木 言芳、渡部 和彦、志野 達也の各氏は、任期満了により退任しました。
2. 2021年6月25日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって、監査役の萬歳 隆志、原田 彰久の両氏は、辞任により退任しました。
3. 2021年6月25日開催の第79期定時株主総会において、取締役に本田 孝、千葉 信宏、監査役に加賀 正良、渡邊 智紀の各氏が、新たに選任され就任しました。
4. 取締役の吉田 至夫、千葉 信宏の両氏は、社外取締役であります。
5. 監査役の田宮 武文、小宮山 勤、渡邊 智紀の各氏は、社外監査役であります。
6. 当社は、取締役の吉田 至夫、監査役の田宮 武文の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役の田宮 武文氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員等（退任役員等を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものであります。ただし、故意または重過失に起因する損害等については、填補対象外としております。

(2)取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	
取締役	199,079	199,079	11
監査役	22,569	22,569	6
合計 (うち社外役員)	221,648 (14,742)	221,648 (14,742)	17 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金として費用処理した35,409千円（取締役35,409千円）を含んでおります。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役1名）です。

監査役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第64期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役の報酬は、月例報酬である基本報酬と毎年一定の時期に支給する賞与により構成し、経験年数、担当職務などによる基準額に貢献度に応じた査定額を加えて算定するものとする。

当社の社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとし、賞与は対象外とする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が全ての決定権限の委任を受けるものとし、株主総会で決定した取締役の報酬限度額の範囲内で決定するものとする。なお、報酬の決定前には、その考え方や決定プロセスの客観性について独立社外取締役と意見交換を行い、その結果を取締役に報告し、意見交換を行うものとする。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長内田海基夫に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にその考え方や決定プロセスの客観性について独立社外取締役と意見交換を行い、その結果を取締役に報告し、意見交換を行っております。

(3)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の吉田至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役社長及び一正蒲鉾株式会社の社外取締役であり、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役の千葉信宏、社外監査役の渡邊智紀の両氏は、東日本旅客鉄道株式会社の社員であり、同社は当社の大株主であるとともに当社は同社と工事受注の取引関係があります。

②当事業年度における活動状況

	主な活動状況
取締役 吉田至夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主として経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行うとともに、独立した客観的立場から外部の視点より取締役の職務執行の監督に努めております。
取締役 千葉信宏	取締役就任以降開催の取締役会10回のうち10回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、必要かつ適切な発言を適宜行うとともに、主に鉄道工事に関して有益かつ的確な助言を行っております。
監査役 田宮武文	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、その豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役 小宮山勤	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また、監査役会13回のうち13回に出席しているほか、その他重要な会議に出席し、主としてコンプライアンスの立場から、その豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。
監査役 渡邊智紀	監査役就任以降開催の取締役会10回のうち10回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、主として鉄道事業の専門的経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要かつ適切な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査体制、監査日数と監査報酬の推移、品質管理体制、監査実施状況等を検証し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において上記体制につき、次のとおり議決いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 内部統制室は、定款及び社内規則に準拠して適正に職務が遂行されているか、定期的に監査を行う。
- ロ. 倫理・法令遵守委員会は、倫理・法令遵守に関するマニュアルを整備し、経営幹部及び社員に対してコンプライアンスについて社内研修を実施し、その確認により周知徹底を図る。
- ハ. 反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを企業倫理規則に定め、運用のための社内体制を整備し徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行にあたり重要な文書及び情報について、当社の規則に従い適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の制定及び社員研修を行う。
- ロ. リスク管理委員会は、会社の事業運営、社会的信用、人命、財産等に重大な影響を及ぼす可能性のある事態が発生した場合に、情報の収集、一元管理及び体制整備の初期体制を迅速に構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会及び経営会議を一定のサイクルで開催し、各取締役は役割分担によって相互牽制を図りながら、適宜、経営戦略の見直しを行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理規則に基づき子会社管理の担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ロ. 担当部署は、子会社の営業成績や重要事項について、定期的に報告を受ける。
- ハ. 担当部署は、子会社に重大なリスクが発生した場合は速やかに報告を受ける体制を整備する。
- ニ. 担当部署は、子会社と関係会社連絡会議を開催し、経営状況の把握や意思の疎通を図る。
- ホ. 子会社に対して、内部統制室による監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要に応じ監査役付担当者を選任する。
 - ロ. 監査役付担当者が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 上記監査役付担当者の処遇及び評価については、事前に監査役と協議する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反が発生したときは、速やかに監査役に報告する。
 - ロ. リスク管理委員会、倫理・法令遵守委員会及び賞罰委員会等の活動状況を速やかに報告する。
 - ハ. 重要な事項の稟議書は決裁後、速やかに供覧する。
- 二. 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないものとする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
- 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換する。
 - ロ. 監査役は、会計監査人及び内部統制室と適宜、情報交換を行い会社業務の適法性の確認を行う。

(2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・内部統制室は、年間監査計画を作成し、内部統制監査・業務監査を実施しています。
 - ・倫理・法令遵守マニュアルを作成し、社内研修を実施しています。
 - ・企業倫理規則を定め、協力会社との契約約款に反社会的勢力排除条項を設けています。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・文書取扱規則を定め、重要な文書は、適切に保存管理を行っています。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・リスク管理規則を定め、社内研修を実施しています。
 - ・会社の事業運営等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態については、リスク管理委員会にて対応しています。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会規則を定め、月1回を目処に取締役会を開催するとともに、取締役会決議事項以外の事項については、月2回を目処に経営会議を開催しています。
- ⑤ **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**
 - ・関係会社管理規則を定めるとともに、子会社の管理担当部署として、経営企画部を指定しています。
 - ・経営企画部は、関係会社連絡会議を開催し、経営状況や事業運営に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について、報告を求めています。
 - ・内部統制室は、年1回以上、子会社の業務監査を実施しています。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・内部統制室長を監査役付担当者として選任しています。
 - ・監査役付担当者は、監査役から指示を受けた場合は、当該業務を優先しています。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役付担当者の処遇及び評価等は、事前に監査役と協議しています。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・リスク管理委員会、倫理・法令遵守委員会、賞罰委員会等の審議・決定事項は、監査役に速やかに報告しています。
 - ・重要な事項の稟議書は、監査役に供覧しています。
 - ・監査役に報告したことを理由に、不利益な扱いをしない旨を取締役会で決議しています。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
- ・監査役職務執行に生ずる費用等は、速やかに処理しています。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役と適宜意見交換を行っています。
 - ・監査役は、会計監査人や内部統制室が行う監査に立ち会う等により、適宜情報交換を行っています。

本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	46,160,678
現金預金	15,549,626
電子記録債権	38,709
完成工事未収入金	19,160,478
有価証券	9,300,360
販売用不動産	45,121
未成工事支出金	296,190
未収入金	603,449
その他	1,168,792
貸倒引当金	△ 2,050
固定資産	26,937,183
有形固定資産	17,677,091
建物・構築物	6,738,517
機械・運搬具	5,676,334
工具器具・備品	173,155
土地	3,993,457
リース資産	3,264
建設仮勘定	1,092,362
無形固定資産	166,059
投資その他の資産	9,094,031
投資有価証券	8,601,602
関係会社株式	35,771
長期前払費用	6,313
繰延税金資産	85,837
その他	366,432
貸倒引当金	△ 1,925
資産合計	73,097,861

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	6,667,854
工事未払金	4,072,996
リース債務	2,534
未払金	337,960
未払費用	302,058
未払法人税等	279,139
未成工事受入金	720,867
完成工事補償引当金	35,130
工事損失引当金	44,990
賞与引当金	705,965
役員賞与引当金	37,391
その他	128,820
固定負債	1,026,807
リース債務	1,056
退職給付引当金	246,638
資産除去債務	325,870
その他	453,243
負債合計	7,694,662
純 資 産 の 部	
株主資本	62,973,589
資本金	3,302,375
資本剰余金	3,338,481
資本準備金	3,338,395
その他資本剰余金	85
利益剰余金	57,026,811
利益準備金	321,293
その他利益剰余金	56,705,517
買換資産圧縮積立金	151,301
別途積立金	50,010,000
繰越利益剰余金	6,544,215
自己株式	△ 694,078
評価・換算差額等	2,429,609
その他有価証券評価差額金	2,429,609
純資産合計	65,403,199
負債・純資産合計	73,097,861

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	41,954,348	
不動産事業売上高	794,026	42,748,375
売上原価		
完成工事原価	36,202,897	
不動産事業売上原価	714,430	36,917,327
売上総利益		
完成工事総利益	5,751,451	
不動産事業総利益	79,596	5,831,047
販売費及び一般管理費		3,036,884
営業利益		2,794,163
営業外収益		
受取利息及び配当金	409,418	
受取保険金	108,774	
その他	17,103	535,296
営業外費用		
投資有価証券評価損	499	499
経常利益		3,328,960
特別利益		
固定資産売却益	81,825	
投資有価証券売却益	301,446	383,271
特別損失		
固定資産除却損	6,999	6,999
税引前当期純利益		3,705,232
法人税、住民税及び事業税	1,150,648	
法人税等調整額	△ 41,930	1,108,718
当期純利益		2,596,513

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,302,375	3,338,395	40	3,338,436	321,293	151,429	47,510,000	7,202,828	55,185,552	△494,179	61,332,184
当期変動額											
剰余金の配当								△755,254	△755,254		△755,254
当期純利益								2,596,513	2,596,513		2,596,513
買換資産圧縮積立金の取崩						△128		128	-		-
別途積立金の積立							2,500,000	△2,500,000	-		-
自己株式の取得										△200,016	△200,016
自己株式の処分			44	44						117	162
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	44	44	-	△128	2,500,000	△658,612	1,841,259	△199,898	1,641,404
当期末残高	3,302,375	3,338,395	85	3,338,481	321,293	151,301	50,010,000	6,544,215	57,026,811	△694,078	62,973,589

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,844,264	2,844,264	64,176,449
当期変動額			
剰余金の配当			△755,254
当期純利益			2,596,513
買換資産圧縮積立金の取崩			-
別途積立金の積立			-
自己株式の取得			△200,016
自己株式の処分			162
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△414,655	△414,655	△414,655
当期変動額合計	△414,655	△414,655	1,226,749
当期末残高	2,429,609	2,429,609	65,403,199

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

ハ. 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15年～50年

機械 6年

運搬具・工具器具・備品 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の実績をもとにした補償見積額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(顧客との契約から生じる収益)

建設事業では、顧客との契約において受注した建設工事について、施工して引渡す義務を負っており、原則全ての工事について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主に、履行義務の充足の進捗に応じて契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち概ね1年以内に支払いを受けております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「受取手形」に含めて表示していました「電子記録債権」は、当事業年度の受取手形残高がなくなったため、当事業年度から区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「受取手形」に表示していた79,936千円は「受取手形」5,004千円、「電子記録債権」74,932千円として組み替えております。

5. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高 7,297,396千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいため、工事原価総額の見積りは工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い、不確実性を伴うものとなります。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、資材単価や労務単価等の変動が生じる場合があり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

このため、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期は依然として不透明であり、正確に予測することは困難であります。このような状況のもと、当社は感染症防止策を徹底し、雇用の維持も含めて、今後も工事を継続することを前提に、進捗度に応じた工事契約の見積りや、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

会計上の見積りの不確実性により将来における実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。また、当事業年度の新型コロナウイルス感染症による影響は軽微ですが、今後の感染動向や経済状況によっては翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 投資その他の資産から直接控除した貸倒引当金

その他	120千円
-----	-------

「その他」中の直接控除した貸倒引当金は、破産更生債権等であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,752,545千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,285千円
----------------	---------

関係会社に対する短期金銭債務	78,658千円
----------------	----------

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	23,168千円
-----	----------

仕入高	1,023,135千円
-----	-------------

販売費及び一般管理費	2,435千円
------------	---------

営業取引以外の取引による取引高	204,540千円
-----------------	-----------

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

① 当事業年度末における発行済株式数

普通株式	20,858,491株
------	-------------

② 当事業年度末における自己株式数

普通株式	547,177株
------	----------

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	755,254	37	2021年3月31日	2021年6月28日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2022年6月24日開催の第80期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	914,009	利益剰余金	45	2022年 3月31日	2022年 6月27日

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

退職給付引当金、減価償却超過額、賞与引当金、減損損失等が主な発生の原因であります。

② 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金が主な発生の原因であります。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、土木・建築の工事請負を主な事業としておりますが、これらの事業から生じる一時的な余裕資金については、主に流動性が高く且つ安全性が高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である電子記録債権及び完成工事未収入金に係るリスク管理は、当社の受注管理を定めた社内規程に従い、取引先毎の信用状況を審査の上受注し、リスク軽減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、金銭信託、株式、債券、投資信託等であり、一時的な余裕資金運用並びに純投資及び事業推進目的で保有しております。運用管理は、取引権限を定めた社内規程に基づき行うと共に、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額246,562千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	15,549,626	15,549,626	－
(2) 電子記録債権	38,709	38,709	－
(3) 完成工事未収入金	19,160,478	19,160,478	－
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	17,655,399	17,655,399	－
資産計	52,404,212	52,404,212	－
(1) 工事未払金	4,072,996	4,072,996	－
負債計	4,072,996	4,072,996	－

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債権 (3) 完成工事未収入金

これらは、短期間で決済されるものが大部分であり、時価は帳簿価額に近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。また、譲渡性預金及び金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 工事未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

12. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、新潟県やその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅（土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
6,165,958	7,181,523

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を利用し算定した金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,220円03銭
- (2) 1株当たり当期純利益 127円76銭

14. その他の注記

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

第一建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一建設工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部統制室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

第一建設工業株式会社 監査役会

常勤監査役	加賀正良	㊟
社外監査役	田宮武文	㊟
社外監査役	渡邊智紀	㊟
社外監査役	小宮山勤	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場
新潟東映ホテル 1階 白鳥の間

新潟市中央区弁天二丁目1番6号
電話 025-244-7101



交通案内・JR「新潟駅」より徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。